一　施行者の名称　和歌山県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年近畿地方整備局告示第七十五号和歌山都市計画道路事業三・二・六号南港山東線
三　事業施行期間　自平成二十六年四月二日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十六年近畿地方整備局告示第七十五号の事業地のうち吉礼字事ヶ谷、字中彦地、字芝本及び字五郎山地内において事業地を変更し、吉礼字坂本を追加する。
使用の部分　平成二十六年近畿地方整備局告示第七十五号の事業地のうち吉礼字事ヶ谷地内において事業地を変更する。

○九州地方整備局告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、平成二十九年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年八月三十日　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百八号	柳川市東蒲池字深町一五三番二から同市西蒲池将監坊二九〇番一まで	九州地方整備局及び福岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年八月三十一日

○九州地方整備局告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、平成二十九年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年八月三十日　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百二十四号	鹿児島県霧島市桜島赤水町二一二〇一番一から同市桜島赤水町八七四水番一まで	九州地方整備局河川国道事務所及び大隅四水出張所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年八月三十一日

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６０５０号
東京都足立区足立３丁目13－８－604
債務者　鈴木　伸哉
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０５５号
東京都杉並区和泉２丁目39－17
債務者　戸田　耕司
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０６３号
東京都新宿区北新宿１丁目31－９－201
債務者　佐藤　ヤイ
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０６６号
東京都足立区扇１丁目26－２－305
債務者　高松　美臣
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０６８号
東京都練馬区向山１丁目３－９－101
債務者　久保　哲良
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０７４号
東京都杉並区上高井戸１丁目29－25　ベルビー芦花公園Ａ203
債務者　草野　　清
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０７７号
東京都葛飾区亀有３丁目18－３－502
債務者　秋山　芳枝
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部